

下関市立大学教育研究支援基金取扱規程

平成 24 年 2 月 27 日

規 程 第 5 号

(設置)

第 1 条 下関市立大学（以下「本学」という。）における教育研究、社会貢献等に関する活動の推進を図るとともに、教育研究環境の整備充実のため下関市立大学教育研究支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の構成)

第 2 条 基金は次の各号に掲げる資金をもって充てるものとする。

- (1) 基金への寄附金
- (2) 資金から生ずる収入

(事業)

第 3 条 基金の設置目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学生への支援
- (2) 学術研究振興活動への支援
- (3) 社会貢献活動への支援
- (4) 国際交流の推進
- (5) 修学環境整備事業
- (6) その他基金の目標達成に必要な事業に対する援助

(管理運営委員会)

第 4 条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、教育研究支援基金管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 基金の予算決算及び会計監査に関すること。
- (2) 基金の事業計画に関すること。
- (3) 寄附金の受入れに対する審査及び決定に関すること。
- (4) その他基金の管理運営に関すること。

2 委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 学部長
- (4) 事務局長
- (5) 経営企画グループ長、総務グループ長及び学務グループ長

3 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

4 委員会に副委員長を置き、学長をもって充てる。

5 委員長は委員会の業務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職

務を行う。

6 基金の管理運営は、この規程及びこの規程に基づく定めのほか、公立大学法人下関市立大学寄附受入及び管理取扱規程（平成 19 年規程第 51 号）により行うものとする。

（運用）

第 5 条 委員会は、基金の設置目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

（事務）

第 6 条 基金の管理運営に関する事務を処理するために下関市立大学内に事務局を置き、総務グループにおいて処理する。

（事業年度）

第 7 条 基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

（雑則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。